

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 26 日

各健康福祉事務所 御中
各市保健所 御中

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症患者における入院を経ない宿泊療養に
関する取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策には多大なるご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本県では、これまで軽症者でも急激に症状が悪化する可能性もあることから、全例に対し、まずは入院勧告を行い、入院後に無症状または症状が改善し軽症化した者を宿泊施設療養対象とすることを原則としてきました。

その後、国の政令改正に基づき、令和 2 年 10 月 30 日付け事務連絡において、「医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者」(当初より発熱等の症状を認められないが、SARS-CoV-2 が検出された者。)は直接の宿泊療養が可能であるとし、その他については従来通り入院対象としたところです。

今般の患者急増の中で、宿泊療養施設に入所後に発熱する等の事例が発生しており、不測の事態への危惧も現場担当者からも寄せられています。施設においては、看護職による健康観察及び体調悪化時におけるオンコール医師の観察保護対応等が行われていますが、一般的な医療行為は行われていない等、あらためて宿泊療養の取扱についてご確認いただきますようお願いいたします。

一方、患者急増に対応するため、11 月 24 日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、発熱のない等リスク要因の低い軽症者(咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・臭覚障害等)について、当面は運用として入院を経ない直接の宿泊療養の対応も可能としました。そのような運用を行う場合には、医療機関からの発生届等により、発熱、基礎疾患、合併症の有無等を十分把握したうえで、必ず兵庫県新型コロナウイルス入院コーディネートセンター(CCC-hyogo)と調整するようお願いいたします。

(お問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局医療体制班・対策推進班

電 話 :

E-mail :